

# ○印旛都市広域市町村圏事務組合一般職職員の期末手当

## 及び勤勉手当の支給に関する規則

平成 14 年 3 月 22 日

規 則 第 13 号

改正	平成 15 年 2 月 14 日 規則第 4 号	平成 22 年 12 月 1 日 規則第 7 号
	平成 17 年 11 月 18 日規則第 9 号	平成 24 年 10 月 1 日 規則第 4 号
	平成 17 年 12 月 1 日 規則第 10 号	平成 28 年 3 月 31 日 規則第 3 号
	平成 18 年 3 月 31 日 規則第 9 号	平成 28 年 3 月 31 日 規則第 5 号
	平成 20 年 12 月 15 日規則第 7 号	平成 29 年 3 月 31 日 規則第 1 号
	平成 22 年 6 月 28 日 規則第 2 号	平成 29 年 6 月 1 日 規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、印旛都市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（平成 14 年印旛都市広域市町村圏事務組合条例第 4 号。以下「給与条例」という。）第 26 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条、及び第 33 条の規定に基づき、期末手当及び勤勉手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(期末手当の支給を受ける職員)

第 2 条 給与条例第 26 条第 1 項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「基準日」という。）に在職する職員（給与条例第 27 条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 無給休職者（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当して休職にされている職員のうち給与の支給を受けていない職員をいう。）
- (2) 刑事休職者（法第 28 条第 2 項第 2 号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
- (3) 停職者（法第 29 条の規定により停職にされている者をいう。）
- (4) 非常勤職員（法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）
- (5) 専従休職者（法第 55 条の 2 第 1 項ただし書の許可を受けている職員をいう。）
- (5)の 2 基準日以前 6 箇月以内の期間の全期間を印旛都市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 14 年印旛都市広域市町村圏事務組合条例第 2 号。以下「勤務時間条例」という。）第 19 条の規定により介護休暇の承認を受けて勤務しなかった職員
- (6) 無給の休暇職員（勤務時間条例第 12 条に規定する規則で定める休暇を与えられている職員をいう。）
- (7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条の規定により育児休業をしている職員のうち、印旛都市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成 14 年印旛都市広域市町村圏事務組合条例第 3 号。以下「育児休業条例」という。）

第7条第1項に規定する職員以外の職員

第3条 給与条例第26条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

- (1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者
- (2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者(短時間勤務職員を除く。))を除く。)となったもの
  - ア 給与条例の適用を受ける職員
  - イ 印旛都市広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成13年印旛都市広域市町村圏事務組合条例第4号)の適用を受ける職員(以下「特別職の職員」という。)
- (3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者(短時間勤務職員を除く。))を除く。)となったもの
  - ア 国家公務員
  - イ 他の地方公共団体の職員(管理者が指定する者に限る。)
  - ウ 退職派遣者(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により、動向に規定する特定法人に使用される者をいう。)

第4条 給与条例第30条第6項の規則で定める職員は、前条第2号及び第3号に掲げる職員とし、これらの職員には期末手当を支給しない。

第5条 基準日前1箇月以内において給与条例の適用を受ける常勤の職員としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日にもっとも近い日の退職のみをもって当該退職とする。

(加算を受ける職員及び加算割合)

第6条 給与条例第26条第5項の行政職給料表及び業務職給料表の適用を受ける職員で、行政職給料表及び業務職給料表の職務の級が3級以上の職員に相当する職員として規則で定めるものは、別表第1の職員欄に掲げる職員とする。

2 給与条例第26条第5項の規則で定める職員の区分は、別表第1の職員欄に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。

(期末手当に係る在職期間)

第7条 給与条例第26条第2項に規定する在職期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 第2条第3号、第4号、第5号又は第6号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員(基準日以前6月以内の期間とその一部又は全部が重複する育児休業の承認を受けた期間の初日から末日(育児休業の期間の延長の承認を受けた場合にあっては当該延長の承認を受けた期間の末日とし、育児休業の承認が効力を失い、又は取り消された場合にあっては当該承認が効力を失った日の前日又は当該承認が取り消された日の前日とする。))までの期間が1月以下(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間が30日以下)である職員を除く。)として在職した期間につ

いては、その2分の1の期間

(3) 休職にされていた期間については、その2分の1の期間

(4) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業条例第16条の規定により読み替えられた給与条例第4条第3項に規定する算出率をいう。第19条第2項第4号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

3 第2条第4号に掲げる職員で勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者及び公務傷病等（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病をいう。以下同じ。）による休職者（給与条例第30条第1項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）であった期間については、前項の規定にかかわらず除算は行なわない。

第7条の2 育児休業条例第7条第1項の規則で定める期間は、勤務時間条例第12条に規定する休暇の期間その他勤務しないことにつき特に管理者の承認のあった期間のうち、次の各号に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間

(2) 第2条第3号、第4号、第5号又は第6号に掲げる職員として在職した期間

(3) 休職にされていた期間（前条第3項に掲げる期間を除く。）

第8条 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が給与条例の適用を受ける職員となった場合（第2号から第3号までに掲げる者にあつては、引き続き給与条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）はその期間内においてそれらの者として在職した期間は、第7条第1項の在職期間に算入する。

(1) 特別職の職員

(2) 国家公務員

(3) 他の地方公共団体の職員（管理者が指定する者に限る。）

2 前項の期間の算定については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（一時差止処分に係る在職期間）

第9条 給与条例第27条及び第28条（これらの規定を給与条例第29条第5項及び第30条第7項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間は、給与条例の

適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 第8条第1項各号に掲げる者が引き続き給与条例の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

（一時差止処分の手続き）

第10条 管理者は、給与条例第28条第1項（給与条例第29条第5項及び第30条第7項において準用する場合を含む。）の規定による一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）を行なった場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

2 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を公示することをもってこれに代えることができるものとし、公示された日から2週間を経過した時に文書の交付があったものとみなす。

(一時差止処分の取消しの申立ての手續等)

第 11 条 給与条例第 28 条第 2 項(給与条例第 29 条第 5 項及び第 30 条第 7 項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、管理者に対して行わなければならない。

(一時差止処分の取消しの通知)

第 12 条 管理者は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者に対し、速やかに、理由を付してその旨を書面で通知しなければならない。

(審査請求の教示)

第 13 条 給与条例第 28 条第 5 項(給与条例第 29 条第 5 項及び第 30 条第 7 項において準用する場合を含む。)に規定する証明書(次条において「処分説明書」という。)には、一時差止処分に対する審査請求に係る教示を記載しなければならない。

(その他の事項)

第 14 条 第 9 条から前条までに定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、管理者が定める。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第 15 条 給与条例第 29 条第 1 項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(同条第 5 項において準用する給与条例第 27 条各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 休職者。ただし、公務傷病等による休職者を除く。

(2) 第 2 条第 3 号、第 4 号、第 5 号又は第 6 号のいずれかに該当する者

(3) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業している職員のうち、育児休業条例第 7 条第 2 項に規定する職員以外の職員

第 16 条 給与条例第 29 条第 1 項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。

(1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者

(2) 第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる者

2 第 4 条の規定は、前項の場合に準用する。

(勤勉手当の支給割合)

第 17 条 給与条例第 29 条第 2 項に規定する割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合(同条において「期間率」という。)に第 21 条に規定する職員の勤務成績による割合(同条において「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第 18 条 期間率は、基準日以前 6 箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第 2 に定める割合とする。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第 19 条 前条に規定する勤務期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第 2 条第 3 号、第 4 号、第 5 号又は第 6 号に掲げる職員(同条第 4 号に掲げる職員にあつては、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として在職した期間

- (2) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業をしている職員(基準日以前 6 月以内の期間とその一部又は全部が重複する育児休業の承認を受けた期間の初日から末日(育児休業の期間の延長の承認を受けた場合にあっては当該延長の承認を受けた期間の末日とし、育児休業の承認が効力を失い、又は取り消された場合にあっては当該承認が効力を失った日の前日又は当該承認が取り消された日の前日とする。)までの期間が 1 月以下(当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間が 30 日以下)である職員を除く。)として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間(公務傷病等による休職者であった期間が 30 日を超えない場合には、当該休職にされていた期間を除く。)
- (4) 育児短時間勤務職員等として在籍した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
- (5) 給与条例第 16 条の規定により給与を減額された期間
- (6) 負傷又は疾病(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く。)により勤務しなかった期間から勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する週休日、勤務時間条例第 9 条の 2 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日並びに給与条例第 16 条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等(次号において「週休日等」という。)を除いた日が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、管理者の定める期間を除く。
- (7) 勤務時間条例第 19 条の規定により介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (8) 育児休業法第 19 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (9) 基準日以前 6 箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

第 20 条 第 8 条第 1 項の規定は、前条に規定する給与条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。

2 前項の期間の算定については、前条第 2 項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

( 勤勉手当の成績率 )

第 21 条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、管理者が定めるものとする。

- (1) 法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員 100 分の 130
- (2) 再任用職員 100 分の 60

( 支給日 )

第 22 条 給与条例第 26 条第 1 項及び第 29 条第 1 項に規定する期末手当及び勤勉手当の支給日は、別表第 3 の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日とする。ただし、支給日欄に定める日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

(端数計算)

第23条 給与条例第26条第2項の期末手当基礎額又は同条例第29条第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、期末手当及び勤勉手当の支給日は、別表第3中「6月30日」とあるのは「6月15日」とする。

附 則(平成15年2月14日規則第4号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月18日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月1日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月15日規則第7号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成22年6月28日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の印旛都市広域市町村圏事務組合一般職職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成22年12月1日規則第7号)

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則(平成24年10月1日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年12月に支給する期末手当については、改正後の印旛都市広域市町村圏事務組合一般職職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第2条第5号の2の規定は、適用しない。

附 則(平成28年3月31日規則第3号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条までの規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第5号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第6条第2項関係）

給料表	職員	加算割合
行政職給料表	職務の級の7級の職員	百分の20
	職務の級の6級の職員	百分の15
	職務の級の5級の職員	百分の10
	職務の級の4級の職員	百分の5
	職務の級の3級の職員	百分の5
業務職給料表	職務の級の5級の職員	百分の5

備考 この表の給料表欄の給料表に対応する職員欄に掲げる職員の属する職務の級のうち、それぞれ最下位の職務の級の1級下位の職務の級に属する職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して管理者が特に必要と認めるものについては、加算割合が100分の5と定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

別表第2（第18条関係）

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

別表第3（第22条第関係）

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日